

取扱区分：公開

平成31年第8回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和元年8月26日（月）

〔場 所〕 304・305会議室

平成31年第8回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、平成31年第8回蓮田市農業委員会総会を蓮田市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和元年8月26日（月） 午後3時00分

2 閉会日時 令和元年8月26日（月） 午後4時40分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1番 野口 勇	2番 門井 隆	3番 齋藤 重信
4番 萩原 和夫	5番 竹内 昭一	6番 原田 順一
7番 吉岡 政広	8番 杉崎 國昭	9番 高橋 建一
10番 寺田 進	11番 竹内 幸男	12番 岩崎 久
13番 篠崎 邦明	14番 齋藤 博司	

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区

（平野）山口 実	（平野）石井 正孝	（黒浜）澁谷 秀男
（黒浜）山本 寿一	（蓮田）常見 淳	（蓮田）山口 恵司

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積計画による利用権設定について（貸借関係）

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告 4 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について

報告 5 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の受理について

8 出席した農業委員会事務局職員（2人）

事務局長 柴田 賢次

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、平成31年第8回蓮田市農業委員会総会を開催したいと思います。開会に先立ちまして、会長より挨拶をいただきたいと思います。

（会長）— 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

令和元年7月25日に開催いたしました、平成31年第7回農業委員会総会の議事録（案）について事前に送付をさせていただき、委員の皆様方においては確認していらっしゃるかと思います。この場で修正をして署名をいただき議事録とさせていただきます。委員の皆様には伺いますが、修正の箇所はありますでしょうか。

— 議事録の確認 —

（議長）

それでは、私の署名に続きまして、●●●●、●●●●にご署名をいただきます。よろしくお願いを申し上げます。

本日の委員の出席状況について報告をいたします。欠席委員はなく、委員全員の出席をいただいております。

従いまして、本日の総会は成立をいたします。また、推進委員さんに欠席者はなく6人全員の方出席いただいております。

次に、本日の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。本日の提出議案は、事前に配布いたしました資料のとおりでございます。農地法などの法令許可に関する議案は、議案第1号から議案第3号までとなります。報告案件は、報告1から報告5までとなります。

初めに、2ページの議案第1号「農用地利用集積計画による利用権設定について（貸借

関係)」でございます。議案第1号について、事務局の朗読をよろしく願いをいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

議案第1号の番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願い申し上げます。

(委員)

場所ですが、蓮田駅から●●●行きのバス路線を進み●●●にかかる●●橋を渡り直進し、●●●●先の●●●●の手前の丁字路を右折し、500mほど進んだ先の丁字路を左折し、更に300mほど進んだ角です。

貸人は病気のため、今年から借人に貸して耕作を行っていましたが、農業委員会を通して貸借関係を結ぶことになったという案件であります。

現地を確認したところ、借人が水稻の作付けをしてよく管理されています。事務局から補足がありましたら説明をお願いします。

(議長)

ありがとうございました。事務局から補足等ありましたら、よろしく願いいたします。

(事務局)

特にございません。

(議長)

議案第1号の番号1については、ただ今の担当地区委員さんの説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

異議なし。

(議長)

ただ今異議なしのお言葉いただきましたので、採決をいたします。議案第1号番号1について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員賛成。

(議長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号1については承認をすることにいたします。

次に、再設定分の議案第1号の番号2については説明を省略いたします。ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

ただ今異議なしのお言葉いただきましたので、採決をいたします。議案第1号の番号2について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号2については承認をすることにいたします。

続きまして、3ページの議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、事務局の朗読をお願いいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第2号の番号1につきまして担当地区委員の方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

場所ですが、●●●●前の交番向かいを●●●●へ進み●●●●を渡り、●●●から●●●●に向かう丁字路を右折しすぐに左折すると●●●●があり、その前にある畑が当該地です。

貸人は、相続したが管理ができないということで借人に相談したところ、購入してくれることになったようです。

現地を確認したところ観賞用の花を栽培しており、適正に管理されていました。

事務局から補足がありましたら、説明をお願いします。

(事務局)

補足説明をいたしますので、資料をご覧ください。

今回の申請者につきまして、自作地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、計●●●●㎡であり、下限面積40a以上であることを確認しております。

全部効率要件については、8月1日に全て耕作又は自己保全管理を確認しております。

地域との調和要件ですが、現況が畑で取得後の計画も畑となっております。

農作業従事要件ですが、譲受人ご本人が150日以上、お母様が200日以上年間作業される予定で、要件は全て満たしております。

以上、補足説明としまして皆様ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

(議 長)

議案第2号の番号1については、ただ今の担当地区委員さんの説明および事務局の補足のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

ただ今、異議なしのお言葉いただきましたので、採決をいたします。議案第2号の番号1について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号1については承認をすることにいたします。

続きまして、4ページの議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について、事務局の朗読をお願いいたします。

(事務局)

それでは朗読をする前に、審議できない案件がありますので申し上げます。議案第3号の番号2につきまして、現時点で是正が完了していない案件となり、今回は審議できませんのでご報告いたします。それでは進めさせていただきたいと思っております。

— 議案第3号議案書朗読 —

(議 長)

それでは、議案第3号の番号1について担当地区委員の方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

場所ですが、国道122号を下ると●●●●があり、その●●mほど手前にある●●●●の畑です。

内容については補足説明資料のとおりであり、不動産屋から当該地を紹介されたようです。補足等がありましたら、事務局からお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。

それでは、事務局から補足がありましたらよろしくをお願いいたします。

(事務局)

補足説明をいたしますので、資料をご覧ください。

こちらの農地につきましては農用地以外の農地であり、甲種・1種・3種農地のいずれの要件にも該当しない農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地となり2種農地と判断しております。

申請目的は自動車修理工場及び駐車場です。

申請人は●●●で自動車修理工場を営んでおり、現在の営業地は借地で賃借料が年々高騰し自前の物件の所有地に工場を構えることを考えていたが、他の候補地は接道条件や面積が狭いなど条件が悪く、顧客は蓮田・東大宮の方が多いこと、また、自宅から近いとのことで当該地に建設をしたいということで、今回の申請に至ったようです。

資金計画につきまして、事務局にて確認しております。

排水処理につきましては、汚水・雑排水は集落排水に接続し、雨水は敷地内浸透処理であります。

その他としまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請については「許可見込あり」と建築指導課より回答を得ております。

現場は更地になっており、事前着工等はありません。

(議長)

ただ今議案第3号の番号1につきまして、担当地区委員さん、また事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容についてご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議長)

それでは、質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第3号の番号1について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。

(議長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号1については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第3号の番号3について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

場所ですが、蓮田駅から●●●●行きのバス路線を進み●●●にかかると●●●を渡り直進し、●●●●の信号を右折します。先にある●●●を通過し●●mほど進んだ丁字路を右折し●●mほど進んだ十字路を左折します。そこから更に●●mほど進んだ右側です。

8月17日に現地確認したところ、事前着工はありませんでした。補足説明資料のその他欄にある「ドラム缶を加工した焼却炉とビニール廃材の放置」は同日確認したところ片づけてありました。

譲受人は譲渡人の子供で、現在は●●のアパートに住んでおり、昨年子供が生まれ3人住まいです。将来、子供が成長することで親に面倒を見てもらえること、また、親の老後考えたときに近隣に住んでいると良いと考え親に打診したところ借り受けることができたため申請に至ったようです。補足等がありましたら、事務局からお願いします。

(議長)

ありがとうございました。

それでは事務局から補足説明をお願いいたします。

(事務局)

補足説明をいたしますので、資料をご覧ください。

申請地は農業振興地域内の農地でしたが、平成31年2月12日付で告示され除外となりました。申請地の概要は甲種・1種・3種農地のいずれの要件にも該当しない農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地となり、2種農地と判断しております。

申請目的は住宅敷地です。申請理由については、先ほどご説明されたとおりでございます。

資金調達計画につきましては、事務局にて確認しております。

排水処理につきましては、汚水・雑排水は公共下水道に接続し、雨水は敷地内浸透処理でございます。

その他としまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請については「許可見込あり」と建築指導課より回答を得ております。また、ドラム缶やビニール廃材の放置がありました。問題なく片づけられていることを8月23日に確認しております。

(議長)

議案第3号の番号3については、ただ今担当地区委員の説明および事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

異議なし。

(議長)

それでは、質問がないようございますので、採決をいたします。議案第3号の番号3について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号3については承認をすることにいたします。

次に、議案第3号の番号4について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

場所ですが、国道122号●●方面からを下っていきますと、●●●信号がございます。その信号のところを●●●と反対側、細い道になりますが、反対側に入ってもらい、約●●mの場所になります。

25日に●●●●さんにお会いし、紹介は●●の方の不動産屋と聞いております。譲受人の●●●●さんの実家が、●●●の方と聞いております。近いということでこの場所に決めたそうです。土地を見させてもらいましたけれど、若干草が生えているくらいで、事前着工等はございません。

事務局に補足説明をお願いし、委員の皆様にご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。

それでは、事務局から補足説明ありましたらよろしくをお願いいたします。

(事務局)

補足説明をいたしますので、資料をご覧ください。

申請地は農業振興地域外の農地でございます。申請地の概要につきましては、先ほどご説明のあった場所にごさいますして、こちらの農地の位置付けですが、農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、2種農地と判断しております。

申請目的は住宅敷地です。申請理由につきましては、現在●●●に3人で住んでおりますが、親御さんが●●に住んでおり、こちらの方に建設をしたいということで、実家近くの今回の申請地を選んだということでございます。

資金計画・調達計画につきましては、事務局で確認済みです。

排水処理につきましては、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し前面道路側溝に接続します。雨水は敷地内浸透処理でございます。

その他としまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請中ということでございますが、「許可見込あり」と建築指導課より回答を得ております。現地確認の結果、事前着工等はありません。

(議 長)

議案第3号の番号4につきましては、ただ今担当地区委員さん、また事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等ございますか。

異議なし。

(議 長)

それでは、質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第3号の番号4について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号4について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第3号の番号5について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

場所ですが、●●●交差点を左に入りますと、県道行田蓮田線を約●●kmくらい●●の方に向かって行きますと、●●●●の入口があります。そこを右折して●●mほど行ったところの土地です。

今年5月頃、測量して杭が打ってあります。生垣の刈った葉が入ってしまう、また孫が来た際、駐車する場所がないという話を聞いておりました。今朝、土地を見てきましたが、事前着工等はありません。

事務局に補足説明をお願いし、委員の皆様にご審議のほど、よろしく願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。

それでは、事務局から補足説明ありましたらよろしくお願いいたします。

(事務局)

補足説明をいたしますので、資料をご覧ください。

こちらの農地は農業振興地内の農地でございます。申請地につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、2種農地と判断しております。

申請目的は住宅敷地です。自己用住宅の敷地の拡張でございます。申請理由につきましては、現在、自宅庭の駐車スペースが手狭な状態であり、孫世帯が来訪した際、駐車する場所がなく不便だということです。隣の農地を持っている●●さんが所有する土地の一部の譲渡を受ける見込みがついたので、今回の申請に及んだものでございます。

資金計画・調達計画につきまして、事務局にて確認しております。

排水処理について、当該計画に汚水・雑排水は発生いたしません。雨水は敷地内浸透処理でございます。

その他としまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請中は不要でございます。現地確認いたしましたところ、ねぎ等を作っておりますが、事前着工等はありません。

(議長)

議案第3号の番号5につきましては、ただ今担当地区委員さん、また事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等ございますか。

(委員)

●●㎡というと車1台か2台くらいでしょうね。

(事務局)

縦列で2台です。

(委員)

わかりました。

異議なし。

(議長)

それでは、質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第3号の番号5について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。

(議長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号5について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第3号の番号6について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

場所ですが、旧国道122号を下りまして●●の信号を右折し、●●●●を過ぎて●●●●にかかる●●●手前を左折しまして●●mくらい行きますと●●●●があり、その反対側です。

報告5にあります携帯基地の申請がありますが、その工事に伴う工事用敷地の一時転用ということで、特に問題はないかと思えます。

事務局に補足説明をお願いし、委員の皆様にご審議のほど、よろしく願いいたします。

(事務局)

補足説明をいたしますので、資料をご覧ください。

こちらは農業振興地内の農地でございます。申請地につきましては、第1種農地ということで、農用地区域内にある農地でございます。申請目的は携帯電話基地局新設のための工事敷地です。一時転用でございます。

補足説明資料に2種類の凡例を書かせていただきました。報告5は携帯基地局の新設についてということで、凡例の上の斜線は携帯基地局が新設されるところでございます。こちらの方は農地転用の許可が不要なものですから、今回報告という形で載せさせていただいております。ライフラインに基づくものなので、農地転用の許可は不要です。こちらの工事をするにあたって、凡例の下の斜線が今回の案件でございます。こちらについて工事のバックヤードとして使いたいということで、今回の申請になっております。

資金計画・調達計画につきまして、事務局にて確認しております。

排水処理について、汚水・雑排水は発生いたしません。雨水は敷地内浸透処理でございます。

その他としまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請中は不要でございます。現地確認いたしましたところ、事前着工等はありません。

(議長)

議案第3号の番号6につきましては、ただ今担当地区委員さん、また事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等ございますか。

(委員)

一時転用ということで書いてありますが、期間は概ねどのくらいですか。

(事務局)

令和2年3月31日までなので、約半年です。

(委員)

わかりました。

(議長)

他にございますか。

(委員)

報告5にも関連しますが、申請する基地局の用地が細かく数字がありますが、後々実測測量をして分筆登記することになると思います。今回の報告に無いようですが、賃借権なので登記が必要になると思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

確認いたします。

(委員)

わかりました。

(議長)

他にございますか。

異議なし。

(議長)

それでは、質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第3号の番号6について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。

(議長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号6については承認をすることにいたします。

それでは、暫時休憩をといたします。

休憩

(議長)

報告1から報告5について、事務局より朗読と説明をよろしくお願い申し上げます。

(事務局) — 報告1から報告5朗読 —

(議長)

以上、事務局の方で朗読いたしました報告1から報告5について質問等がある方は、挙手をお願いします。

(委員)

報告1の●●●の相続の件で、年数が経っているようですが理由がありますか。

(事務局)

今年の1月に届出があり、その時点で年数は経っていたのですが、登記簿謄本等の添付がなく実際相続が行われているのか確認が取れなかったため、ご本人に登記簿謄本、又は

遺産分割協議書の写しを早く提出するようにお願いしていたところ、7月に入って提出されたので今の時期に報告という形になりました。

(委員)

わかりました。

(議長)

他に何かございますか。

(議長)

特に質問がないようですので報告事項を終わらせていただきます。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

本日は委員の皆様方の貴重なご意見及び慎重なるご審議等ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。